

クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する
発注支援等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

中讃広域行政事務組合
施設管理課

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	契約締結までの流れ及びスケジュール	2
4	プロポーザル参加資格	3
5	質問方法及び参考資料の閲覧	4
6	参加表明書等の受付	5
7	参加資格の確認	6
8	業務提案書類等の受付	6
9	業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施	8
10	審査方法及び優先交渉権者の選定	9
11	その他	9

1 趣旨

中讃広域行政事務組合（以下「委託者」という。）では可燃ごみ・不燃ごみの中間処理及び最終処分について広域処理を行っている。

今後、2施設ある中間処理施設の集約化を計画しているが、厳しい財政状況の中、昨今の物価上昇、燃料費高騰等の影響も非常に大きく、事業費縮減について、中・長期的な視点を持った効率的かつ効果的な業務遂行が求められている。

そのため、集約化に向け予定しているクリントピア丸亀の基幹的設備改良工事及び運営・維持管理業務（以下併せて「基幹的設備改良事業」という。）は、民間事業者のノウハウを活用し、効率化・合理化を図る事業方式での事業委託を検討している。

本件の「クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託」（以下「本業務」という。）は、基幹的設備改良事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を選定するにあたり、その選定方法の決定及び必要となる基本設計を行うとともに、発注・契約事務に関する総合的な支援を行うことを目的とする。

また本業務は、将来のごみ処理行政に大きな影響を及ぼす業務であり、専門知識並びに経験に基づく柔軟かつ高度な技術力が求められることから、本業務を行う事業者の選定を公募型プロポーザル方式にて実施する。本実施要領は、本業務における公募型プロポーザル方式の手続（以下「本手続き」という。）並びに参加を希望する事業者（以下「参加者」という）の参加資格等について、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託

(2) 業務項目

ア 基本設計業務（令和5年度業務）

イ 発注・契約事務支援業務（令和5年度～令和7年度業務）

※本業務の詳細は、「クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行場所

中讃広域行政事務組合 施設管理課

〒763-0083 香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2

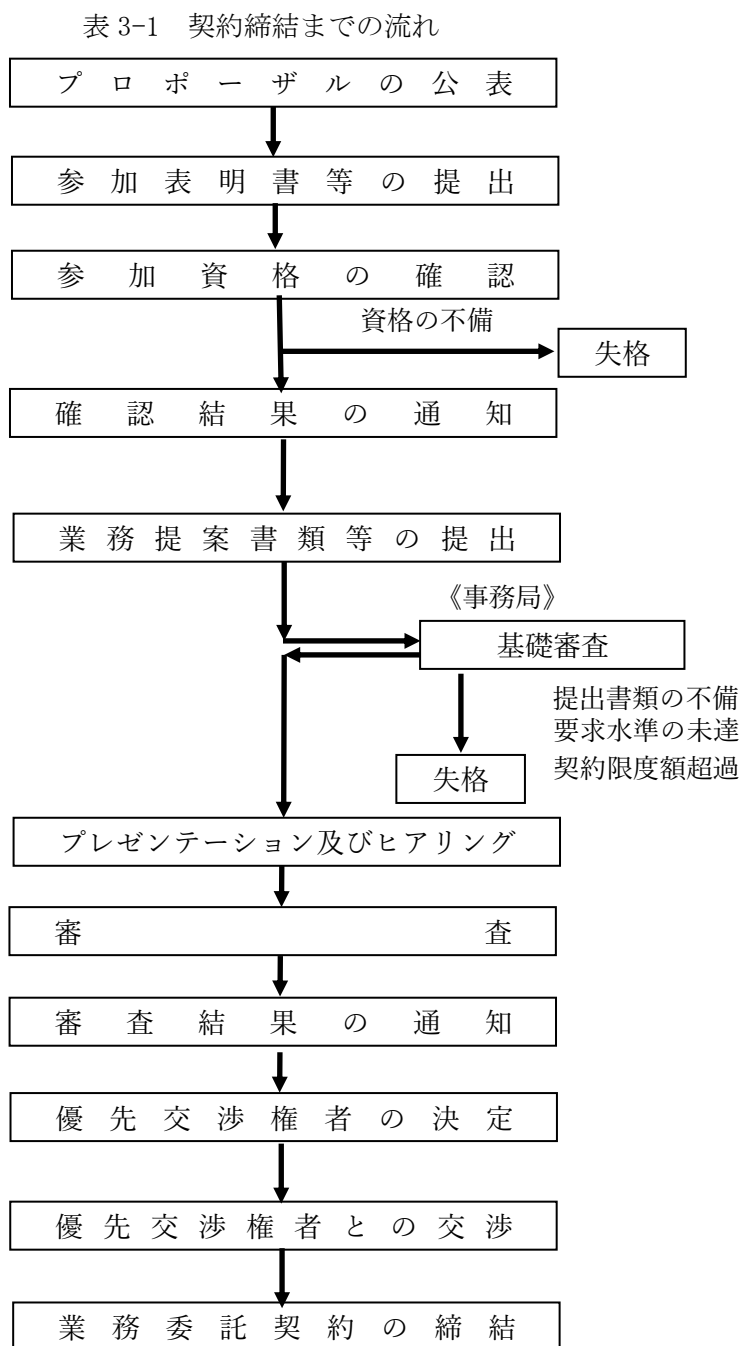
(4) 履行期間

契約締結日から令和7年6月30日まで

3 契約締結までの流れ及びスケジュール

(1) 契約締結までの流れ

本手続きの公表から契約締結に至るまでの流れは、表3-1のとおりとする。



(2) 実施スケジュール

本手続きの実施スケジュール（予定）は、表3-2のとおりとする。

なお、実施スケジュール（予定）は応募者の提出の状況及び審査の進捗等により変更となる可能性がある。

表3-2 実施スケジュール（予定）

No.	項目	時期
1	実施の公告日	令和5年3月24日（金）
2	参考資料の閲覧期間	令和5年3月24日（金）から 令和5年5月8日（月）まで
3	実施要領等に関する質問の受付期限	令和5年4月3日（月） 15時まで
4	質問に対する回答	令和5年4月6日（木）まで
5	参加表明書等の受付期限	令和5年4月10日（月） 15時まで
6	参加資格の確認結果の通知	令和5年4月17日（月）まで
7	業務提案書類等の受付期限	令和5年5月8日（月） 15時まで
8	審査（プレゼンテーション等の実施、業務提案に対する審査）	令和5年5月中旬～下旬頃 ※後日通知
9	審査結果の通知	令和5年5月下旬～6月上旬頃

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の事項を全て満たしている者とする。

(1) 参加者に関すること

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ウ 委託者から入札停止又は入札参加保留に類する措置を受けていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等でないこと。

カ 当該年度を含む過去 10 年間（平成 25 年度以降）において、地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注した以下 A 及び B の業務について、元請として受注した実績があること。

A：廃棄物処理施設整備の基本設計業務及びそれに類する業務

（事業者から見積取得、技術審査を行い、発注仕様書又は要求水準書の作成を行ったもの）

B：廃棄物処理施設整備の事業者選定業務及びそれに類する業務

（施設整備のみ、運営維持管理のみの場合も含むが、その場合、それぞれの実績があること）

（2）配置技術者に関すること

ア 業務遂行にあたり、管理技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置すること。

イ 管理技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物処理・廃棄物管理計画・廃棄物管理・廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有し、かつ業務 A、B（前項：カ）を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

ウ 照査技術者は、廃棄物関連施設について十分な知識と経験を有すること。

エ 主担当技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物処理・廃棄物管理計画・廃棄物管理・廃棄物・資源循環のいずれか）の資格を有し、かつ業務 A、B（前項：カ）を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

オ 管理技術者、照査技術者及び主担当技術者は、直接的な雇用関係にあること。

カ 管理技術者と照査技術者を兼任することはできない。

5 質問方法及び参考資料の閲覧

（1）質問及び回答方法

本実施要領、仕様書及び業務提案書等に関する質問の受付と回答を表 5-1 のとおり行う。なお、電子メール以外の質問は対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

表 5-1 実施要領等に関する質問

項目	内容
質問受付期間	実施の公告日から令和 5 年 4 月 3 日（月）15 時まで
質問方法	質問書を記載の上、以下の連絡先に PDF ファイルを電子メールにて提出すること。
提出先	中讃広域行政事務組合施設管理課 E-mail:shisetsu@chusan.or.jp
回答予定日	令和 5 年 4 月 6 日（木）まで
回答方法	質問事項を取りまとめ、委託者ホームページにて公表する。なお、質問書への回答は、本実施要領等への追加又は修正として取り扱う。

(2) 参考資料の閲覧

次の参考資料について、表 5-2 に記載の要領にて閲覧を可能とする。

なお、委託者が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的では使用できない。

表 5-2 参考資料の閲覧

項目	内容
参考資料	① 中讃地域循環型社会形成推進地域計画 ② クリントピア丸亀長寿命化総合計画 ③ ごみ処理施設集約化事業に関する業務委託 報告書 【PFI 等導入可能性調査業務】 【プラスチックごみ等に関する調査業務】
閲覧方法	①は委託者ホームページにて公表する。 ②、③は閲覧希望日を委託者まで連絡し、委託者が指定した日時により閲覧を行う。閲覧場所はクリントピア丸亀 3 階事務所内とし、閲覧時間は指定した日時であれば制限はない。なお、閲覧資料の貸与やコピーは不可とし、業務提案書の作成目的以外に使用しないことを前提に、写真撮影やメモをとることは可能とする。
閲覧期間	令和 5 年 3 月 24 日（金）～令和 5 年 5 月 8 日（月）
閲覧日時	9 時 30 分から 16 時 30 分(11 時 45 分から 12 時 45 分は除く)

6 参加表明書等の受付

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書等の受付を表 6-1 のとおり行う。

表 6-1 参加表明書等の受付

項目	内容
受付期間	実施の公告日から令和 5 年 4 月 10 日（月）15 時まで
提出方法	持参又は郵送。ただし、郵送の場合、送達が可能である書留等によるものとし、受付期間内に委託者に到達したものを有効とする。
提出先	中讃広域行政事務組合施設管理課（クリントピア丸亀 3 階事務所内） 〒763-0083 香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2

(2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 参加資格要件書（様式 2）
- ウ 業務実施体制一覧表（様式 3）
- エ 技術者に関する調書（様式 4）
TECRIS の登録情報等の写しを添付すること。
- オ 各技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）
- カ 3ヶ月以内に発行された事業所の登記簿謄本、国税及び地方税に滞納がないことを証する書類

7 参加資格の確認

参加表明書当の提出があった参加者について、本業務のプロポーザル参加資格の確認を行う。なお、結果は全ての参加表明者に対し、令和 5 年 4 月 17 日（月）までに FAX にて通知する。

8 業務提案書類等の受付

(1) 業務提案書類等の受付

業務提案書類等の受付を表 8-1 のとおり行う。

表 8-1 業務提案書類等の受付

項目	内容
受付期間	令和 5 年 4 月 17 日（月）から令和 5 年 5 月 8 日（月）15 時まで
提出方法	持参又は郵送。ただし、郵送の場合、送達が可能である書留等によるものとし、受付期間内に委託者に到達したものを有効とする。
提出先	中讃広域行政事務組合施設管理課（クリントピア丸亀 3 階事務所内） 〒763-0083 香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2

(2) 提出書類

- ア 業務提案書提出届 (様式 5) : 正 1 部、副 8 部
- イ 業務提案書 (任意様式) : 正 1 部、副 8 部
- ウ 見積書 (様式 6) : 正 1 部、副 8 部
- エ 見積内訳書 (任意様式) : 正 1 部、副 8 部

(3) 業務提案書の記載内容

ア 実施方針

本業務における実施方針を示し、業務を確実に履行するための具体的な方策や提案事項等があれば提示すること。

イ 業務実施スケジュール

業務項目毎の実施スケジュールを作成すること。なお、実施スケジュール検討の際には、実施事業者との仮契約を遅くとも令和 7 年 3 月までに締結することとし、業務項目の内、基本設計業務は令和 5 年度、発注・契約事務支援業務は令和 5 年度から令和 7 年度の業務とする。また議会の承認が必要な事項については、1 か月前までには関係部局への報告調整が必要になることを考慮すること。

(参考) 令和 5 年度議会開催予定日 : 5/25、8/22、11/24、2/21

ウ 業務体制

管理技術者、照査技術者、主担当技術者に加え、必要な担当者の人数や作業内容について分かるようにすること。また、チェック体制についても分かるようにすること。

エ 業務内容について

別紙、仕様書を基本とし、業務項目毎に業務の内容や進捗方法等について提案すること。特にクリントピア丸亀基幹的設備改良事業における費用や業務内容面について、よりよい提案や条件を引き出すための具体的な方策があれば提案すること。

また本業務における課題やその対応策についても記載すること。

オ その他

全体を通して総括し、本業務に関すること等で新たな提案があれば提案すること。またアピールポイント等があれば併せて提案すること。

(4) 業務提案書の作成要領

- ア 業務提案書の様式は任意とする。また用紙サイズは、日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。なお、スケジュール等を示す場合で提案内容が「A4版」縦置きに適さない場合は、「A4版」横置き又は「A3版」横置きとしても構わない。
- イ 業務提案書は、フラットファイル等を使用せず、用紙左上1箇所ホッチキス止めの簡素なものとする。
- ウ 業務提案書の本文の文字サイズは、10.5ポイント以上を用いること。ただし、図

- 表に用いる文字はその限りではない。また白黒・カラーの指定は無いものとする。
- エ 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。その際ページ番号を付す位置の指定は無いものとする。
- オ 提出する業務提案書のうち、正本除く副本8部は、企業名等参加者を特定できる情報は使用しないこと。
- カ 頁数の指定はしないため、業務提案書の記載内容を満足する頁数とすること。

(5) 見積書の記載内容及び作成要領

- ア 見積書の用紙サイズは、日本工業規格「A4版」とし、自由様式とする。
- イ 業務毎、年度毎の金額が分かるようにすること。
- ウ 積算の内訳が分かる明細書(内訳書)を添付すること。
- エ 循環型社会形成推進交付金の対象内外が分かるようにすること。

9 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者が作成した業務提案書を基にプレゼンテーション等を表 9-1 のとおり行う。

表 9-1 プレゼンテーション等の実施方法

項目	内容
開催日	令和5年5月中旬～下旬頃 ※後日通知
実施場所	中讃広域行政事務組合 クリントピア丸亀3階 研修室3 〒763-0083 香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する参加者の順番は参加表明書の受付順とし、後日通知する。 ・プレゼンテーション等に用いるスライドは、業務提案書の記載内容を基に作成し、内容に齟齬がないこと。また業務提案書に記載されていない内容で作成した新たな配布物は認めない。 ・パワーポイント等で説明する場合はPCを持参すること。(電源、机、椅子、プロジェクター、スクリーンは委託者が準備する。) ・時間は1参加者おおよそ30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)とする。 ・会場への入室は説明者を含め3名以内とし、説明は、本業務を担当する管理技術者又は主担当技術者が行うこと。 ・その他の詳細な事項については、参加者に対して別途通知する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション等については、新型コロナウイルスの感染状況等により「WEB会議」形式に変更する可能性がある。 ・内容については、参加者の独自のノウハウに関する内容が含まれることから、非公開のもと実施する。

1 0 審査方法及び優先交渉権者の選定

(1) 審査委員会

委託者は、優先交渉権者を決定するために、「(仮称) クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査

業務提案書に係るプレゼンテーション等を実施後、別紙「中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀基幹的設備改良事業に関する発注支援等業務委託公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、審査委員会の各委員が評価を行う。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、価格点を除く、評価点数の合計が60点未満の場合は優先交渉権者として特定しない。

(3) 優先交渉権者の選定及び契約

委員会は審査の結果に基づき、得点が高い順に優先交渉権者、次点者とする。また得点と同点の場合は、見積書の額が安価な者を高い順位とし、見積書の額が同額の場合は、審査委員会の委員長が優先交渉権者を選定する。

その後、契約交渉により委託者と合意に至った場合には、見積上限額の範囲内で随意契約を行う。

また、丸亀市契約規則第31条第1項により、契約金額の100分の10に相当する金額を契約保証金とする。ただし、履行保証保険契約を締結する場合など、丸亀市契約規則第32条に該当した場合は、この限りでない。

(4) 選定結果の公表

選定の結果については、委託者ホームページで優先交渉権を得た参加者名及び得点数を公表する。なお、参加者は評価内容に関する問い合わせをすることができない。

1 1 その他

(1) 参加表明書提出後、辞退する場合は速やかに辞退届(様式7)を提出すること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出期限までに提案書類が提出されない場合

イ 業務提案書に虚偽の記載があった場合

ウ 正当な理由がなく、プレゼンテーション等に不参加又は遅れた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 委託者が提示する資料及び回答書は、仕様書等と一体のものとして、同等の効力を

有するものとする。また提出された業務提案書等の内容も本業務委託の仕様書に含むものとする。

- (5) 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (6) 提出書類は、返却しないものとする。
- (7) 提出書類は、本手続きの実施以外の目的には使用しない。
- (8) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、委託者は、本業務の範囲において公表する場合、その他委託者が必要と認める場合には、本実施要領に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本手続きに係る資料作成及び経費、交通費等の費用は参加者の負担とする。
- (10) 本手続きの参加者は不知又は内容の不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (11) 本手続きに関する問い合わせ先は、表11-1のとおりとする。

表11-1 問い合わせ先

担当課	中讃広域行政事務組合 施設管理課
住所	〒763-0083 香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2 (クリントピア丸亀3階事務所内)
連絡先	TEL:0877-56-1144 FAX:0877-56-1661 E-mail:shisetsu@chusan.or.jp